

令和七年三月二十五日受領
答弁第九五号

内閣衆質二一七第九五号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員井坂信彦君提出軍事用ドローンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出軍事用ドローンに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「FPVドローン」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省・自衛隊においては、操縦者が、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）を目視により監視することなく、当該小型無人機から送信された映像のみを確認しながら操縦することが可能なものを装備化しており、現在、これを操縦するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っているところである。

また、このような用途として活用する小型無人機等の装備品には、現在実証試験を実施中のものもあるところ、その取得については、数量も含め今後検討を行っていく考えであるが、いずれにせよ、その整備を着実に進めていく考えである。さらに、そのために必要となる技術の研究開発には、民生技術も積極的に活用しつつ取り組んでいく考えである。

四から六までについて

御指摘の「FPVドローン攻撃」、「ジャマー（電波妨害装置）」、「ジャマー設置」及び「ジャマーの設置」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、無人航空機に対しては、無線通信を妨害する電波を発射するなど、様々な手段により適切に対処していく考えであり、防衛省・自衛隊及び海上保安庁において、そのために必要な器材の整備を引き続き着実に進めていく考えである。